

一般社団法人日本サイコネフロロジー学会 代議員選出規程

この規程は、一般社団法人日本サイコネフロロジー研究会（以下、「この法人」という。）の定款第11条に定める代議員の選出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（選出）

第1条 代議員は、3年以上の会員歴を持ち、かつ選出が行われる日に満70歳未満である正会員の中から選任されるものとする。

（任期及び改選）

第2条 代議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 代議員の改選の手続きは、前項の任期が満了する概ね2か月前に実施するものとする。

（定数）

第3条 代議員の定数は、改選が行われる直前の事業年度末の正会員等の数を10で除した数とし、端数は切り捨てる。

（選出方法等）

第4条 代議員の候補者は、代議員選出委員会の審査により選出されるものとする。

2 代議員選出委員会は、次の各号の選出委員によって構成する。

1) 委員長 役員選出業務を統括する。理事の中から1名

2) 委員 選出業務を分掌する。正会員の中から若干名

3 代議員選出委員は、理事会が選任し、理事長がこれを委嘱する。

4 代議員選出委員会は、申請書類を作成し、ホームページ上に公示しなければならない。

5 代議員となることを希望する者は、代議員審査申請書に指定の書類を添えて、代議員選出委員会に提出する。

6 代議員選出委員会は、審査に合格した者を代議員の候補者として推薦し、理事会に答申する。

7 理事会は、代議員選出委員会の答申を受け社員総会へ上程し、その承認を得るものとする。

（改廃）

第5条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

（補則）

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定めるものとする。

附則

この規程は、2020年7月4日から施行する。

（2020年5月31日総会議決）